

厚木市セーフシティ推進条例制定及び セーフシティあつぎ推進基本計画策定に係る 意見交換会

令和8年2月2日(月) 午後6時から
市民交流部 暮らし交通安全課

目次

- 1 セーフコミュニティの新たな体制**
- 2 条例制定について
- 3 条例の構成と概要
- 4 計画策定について
- 5 計画の構成と概要
- 6 条例制定及び計画策定スケジュール

1 セーフコミュニティの新たな体制

本市では、平成20年の取組開始から17年間にわたり、セーフコミュニティ（以下、S C）国際認証を基盤として、安心安全なまちづくりを推進してまいりました。

近年では、国内でS C国際認証を継続する自治体は、ピーク時の17自治体から令和7年8月末時点で**10自治体に減少**し、認証期間が満了した自治体の多くは**S C活動を従来の行政体制に移行**しています。

1 セーフコミュニティの新たな体制

本市では、国際認証の取得は継続しないものの、客観的な評価体制に基づく活動を継続し、活動の幅をコミュニティからシティへと広げて「都市全体での安心安全なまちづくり」を目指します。

本市独自の地域性に合った活動名称として、
「**セーフシティあつぎ**」へ発展的に変更します。

目次

- 1 セーフコミュニティの新たな体制
- 2 条例制定について
- 3 条例の構成と概要
- 4 計画策定について
- 5 計画の構成と概要
- 6 条例制定及び計画策定スケジュール

2 条例制定について

新たに「セーフシティあつぎ」として活動を行うに当たり、安心安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本理念、市の責務、市民及び関係団体等の役割等を明確に定める、

「**厚木市セーフシティ推進条例**」

を制定します。

目次

- 1 セーフコミュニティの新たな体制
- 2 条例制定について
- 3 条例の構成と概要
- 4 計画策定について
- 5 計画の構成と概要
- 6 条例制定及び計画策定スケジュール

3 条例の構成と概要

条例の構成は次のとおりです。

(1) 目的 (2) 定義 (3) 基本理念

(4) 市の責務

(5) 市民の役割

(6) 関係団体等の役割

(7) 都市全体としての推進

(8) セーフシティあつぎ推進基本計画

(9) 重点分野の設定

体制の整備

(10) 推進体制の整備

(11) 協議会等

(12) 推進地区の指定

評価・改善等

(13) 評価の実施

(14) 表彰

(15) セーフシティ推進旬間

(16) 委任

施策の推進

3 条例の構成と概要

(1) 目的

- ・ **安心安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進**
→ 「セーフシティあつぎ」の推進に関する基本理念や市の責務、市民及び関係団体等の役割等を規定

(2) 定義

本条例における用語の定義を規定

セーフシティあつぎ	地域課題の解決に向けた取組を連携して展開、一体となって安心安全な地域社会の形成を目指す活動の総称
関係団体等	地域団体、事業者、教育機関、医療機関その他安心安全に関する活動を行う団体又は機関

3 条例の構成と概要

(3) 基本理念

市民協働の精神の下、科学的根拠に基づく実効性のある活動を行う。

→ 安心安全に関わる市民ニーズに応える。

(4) 市の責務

市は、地域の安心安全の向上を図るため、次のとおり取組を行う。

- ・ **地域の特性等を活かした取組の推進**
- ・ 市民及び関係団体等への**必要な支援**や**人材育成**など

3 条例の構成と概要

(5) 市民の役割

- ・ 地域の安心安全に**関心を持ち**、セーフシティあつぎへの**理解を深める**よう努める。
- ・ **主体的に取組に参加**又は**協力**するよう努める。

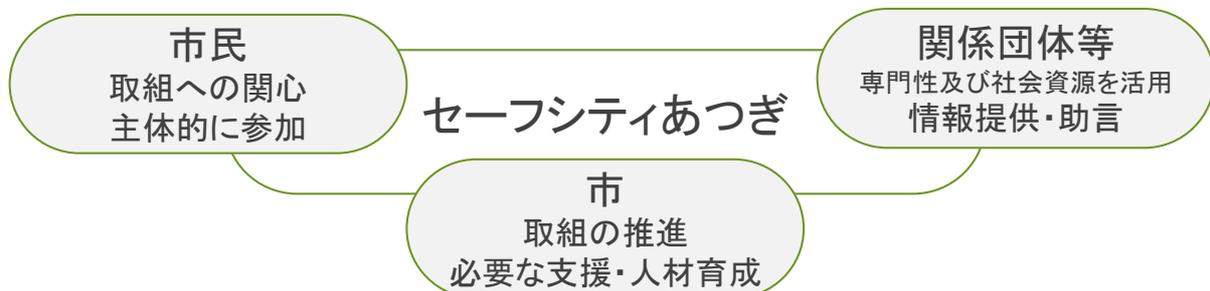
(6) 関係団体等の役割

- ・ **専門性及び社会資源を活かし**、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎに**協力し**、**情報提供**及び**助言**を行う。

3 条例の構成と概要

(7) 都市全体としての推進

- ・ **それぞれの責務及び役割に応じて相互に連携し**、セーフシティあつぎに**一体的に取り組む**。



3 条例の構成と概要

(8) セーフシティあつぎ推進基本計画（別途説明あり）

- ・ 計画を策定し、**主体的に施策を推進**
→ セーフシティあつぎを**的確に遂行**

(9) 重点分野の設定

- ・ **重点的に取り組むべき分野を定め、計画的に推進**

けが予防等

交通安全

治安向上

防災

3 条例の構成と概要

(10) 推進体制の整備

- ・ セーフシティあつぎが円滑に推進されるよう体制を整備

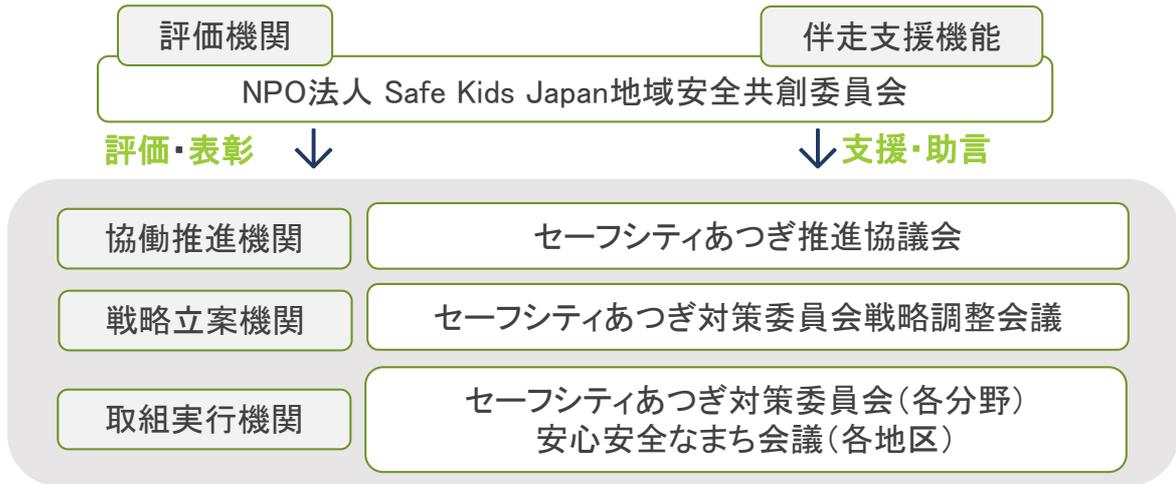
(11) 協議会等

- ・ 市民及び関係団体等が情報共有及び意見交換を行う協議の場を設置
→ **分野や組織の枠を超えた連携の促進**を図る。

※ (10) (11)の詳細は次ページ

3 条例の構成と概要

※ 推進体制・協議会等



3 条例の構成と概要

(12) 推進地区の指定

- セーフシティあつぎを**重点的に推進する地区を指定、取組を支援**

市内15地区に、地域活動に参加する住民で構成する「安心安全なまち会議」を設置、各地区からの推薦により、「推進地区」を指定し、活動を重点的に実施します。

3 条例の構成と概要

(13) 評価の実施

- ・ 評価機関による客観的な評価を受け、施策及び取組の改善に活用

安心安全に関する取組をより効果的に、かつ科学的根拠に基づき推進するため、外部有識者で構成する評価機関が本市の取組を客観的に評価します。

3 条例の構成と概要

(14) 表彰

- ・ 顕著な功績があった取組又は優良な取組を表彰

顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に繋がります。

3 条例の構成と概要

(15) セーフシティ推進旬間

- ・ 推進旬間を定め、市民及び関係団体等の**理解及び
関心を高め、取組を広く周知**する。

推進旬間では、市民及び関係団体等と協働して、地域の安心安全のための活動を市内全域で展開します。

(16) 委任

条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

目次

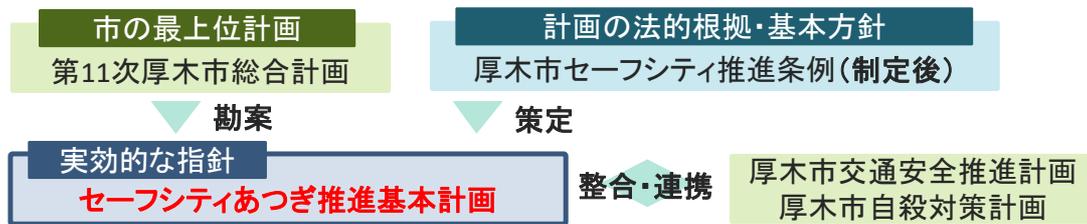
- 1 セーフコミュニティの新たな体制
- 2 条例制定について
- 3 条例の構成と概要
- 4 計画策定について
- 5 計画の構成と概要
- 6 条例制定及び計画策定スケジュール

4 計画策定について

「セーフシティあつぎ」を推進するに当たり、条例をより実効性のあるものとするため、

「**セーフシティあつぎ推進基本計画**」を策定します。

本計画は、**セーフシティあつぎの基本的な方向性を示す指針**とし、第11次総合計画の個別計画として位置付けます。



目次

- 1 セーフコミュニティの新たな体制
- 2 条例制定について
- 3 条例の構成と概要
- 4 計画策定について
- 5 **計画の構成と概要**
- 6 条例制定及び計画策定スケジュール

5 計画の構成と概要

計画の構成は次のとおりです。

構成	見出し
第1章	計画策定の概要
第2章	現状と課題
第3章	計画の基本的な考え方
第4章	重点分野と施策
第5章	推進体制
第6章	評価と改善
第7章	普及啓発と機運の醸成

5 計画の構成と概要

第1章 計画策定の概要

【対応条文：(1)目的、(8)基本計画】

- 1 計画策定の趣旨
- 2 条例との関係及び計画の位置付け
- 3 計画期間

第2章 現状と課題

【対応条文：(2)定義、(3)基本理念】

- 1 厚木市の特性
- 2 安心安全に関する現状
- 3 市民意識とこれまでの取組
- 4 議題の整理

5 計画の構成と概要

第3章 計画の基本的な考え方

【対応条文：(3)基本理念、(4)市の責務】

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 計画全体の構成

第4章 重点分野と施策

【対応条文：(9)重点分野の設定】

- 1 けが予防分野
- 2 交通安全分野
- 3 治安向上分野
- 4 防災及び減災分野

※ 各節共通構成（現状と課題、目標、主な施策）

5 計画の構成と概要

第5章 推進体制

【対応条文：(5)市民の役割、(6)関係機関等の役割

(7)都市全体としての推進、(10)推進体制の整備

(11)協議会等、(12)推進地区の指定】

- 1 市民の役割
- 2 関係団体等の役割
- 3 都市全体としての推進体制
- 4 協議会等の運営
- 5 推進地区における取組

5 計画の構成と概要

第6章 評価と改善

【対応条文：(13)評価の実施】

- 1 評価の仕組み
- 2 外部評価の活用
- 3 評価結果の公表及び改善への反映

第7章 普及啓発と機運の醸成

【対応条文：(14)表彰、(15)セーフシティ推進旬間】

- 1 表彰制度の活用
- 2 セーフシティ推進旬間の取組
- 3 広報及び啓発

5 計画の構成と概要

本計画は、従来築き上げてきたS Cの成果と課題を踏まえて策定します。

また、都市全体での安心安全なまちづくりを推進し、市民一人一人が安心安全に暮らすことができる街の実現を目指すため、新条例の方針に掲げるもののほか、**有用性の確認と実行、技術等を活用した取組、取組の情報発信及び重点課題に対するアプローチ**の視点を踏まえて策定します。

目次

- 1 セーフコミュニティの新たな体制
- 2 条例制定について
- 3 条例の構成と概要
- 4 計画策定について
- 5 計画の構成と概要
- 6 条例制定及び計画策定スケジュール

6 条例制定及び計画策定スケジュール

時 期	内 容	
	条例制定	計画策定
令和8年 2月	意見交換会の開催	
3月	条例骨子の作成 パブリックコメント	推進協議会及び 庁内会議等で協議
4月		
5月		
9月	条例案を市議会に提出	計画案の作成
11月	条例施行	
12月		パブリックコメント
令和9年 4月		計画開始